

働き方改革の現状は

時間外労働 年960時間以内に

建設業界への時間外労働上限規制の適用が3年を切った。建設現場で揚重作業を行うクレーン業界は、現場まで往復するクレーン車の回送時間がオペレーターの労働時間にカウントされるため、現状のままでは規制の範囲内に收まらない可能性があり、危機感を募らせる。全国クレーン建設業協会の柴崎祐一会長に労働環境の現状と、働き方改革に向けた対応などを聞いた。

——移動式クレーンのオペレーターの労働時間は。

「移動式クレーンのオペレーターは自宅からクレーン車の置き場に行き、そこから現場に向かう。現場稼働が午前8時～午後5時とし、仮に現場までの回送時間が1時間かければ、最低でも往復2時間が労働時間にプラスされる。土曜閉所が増えたとはいえ、

クレーン車の回送時間を考へるなど、現場作業を現状のまま行つ場合、2024年4月か

づ適用される「時間外労働が

発注者、顧客の方に理解して

いるのは厳しい。まずはクレーン業界の特殊事情を多くの

対応を考えているのか。

——具体的にはどのような対応を考えているのか。

「当面、二つの対応を検討している。一つ目は揚重作業などの実情を踏まえた適正な工期、適正な発注額を関係機関にお願いしたい。例えば現場の労働時間を短縮するなど、実情を踏まえた対応を検討してほしい。もう一つは時間外労働の制限時間の延長。自動車運転業務は、時間外労働年960時間以内に認めてもらつている。これを当業界にも適用してほしい。今回の働き

時間が来るまで回送できず拘束される。通行規制をぜひ緩和してほしい」

——建設キャリアアップシステム(CCUS)への対応について。これは当業界にも適用してほしい。今回の働き

時間外労働年960時間以内に認めてもらつている。これを当業界にも適用してほしい。今回の働き

時間外労働年960時間以内に認めてもらつている。これを当業界にも適用してほしい。今回の働き

いただき、改善を求めていきたい」

「移動式クレーン車などの特殊車両は、道路法で軸重や車幅などによって通行規制を受ける。例えば50トンクラスの

移動式クレーン車では誘導車

——クレーン業界の今後の

知しているが、こうした要望をせざるを得ない状況に当業界は追い込まれていてる」「特殊車両の通行規制も問題ではないのか。

——特殊車両の通行規制も問題ではないのか。

Sは技能レベルを4段階に分けているが、クレーンオペレーターはこうしたレベル分け

が難しい。これとは別のレベルを考えてほしい」

全国クレーン建設業協会

柴崎 祐一会長に聞く



回送時間 通行規制

業界の特殊な事情考慮を

2021
7.6
建設工業